

契 約 内 容 変 更 報 告 書

- 1 事業番号 住施 第7号
- 2 種 別 解体
- 3 事業名 高根団地（中層）B棟改修等工事
- 4 場 所 多治見市高根町3丁目1番地の1 地内
- 5 契約業者名 株式会社 吉川組
- 6 住 所 岐阜県多治見市明和町2丁目50番地
- 7 変更後の契約金額 ¥50,833,200 円
（当初契約金額）（ ¥52,800,000 円）
- 8 工 期 令和3年7月14日 ～ 令和4年1月31日
（当初工期）（令和3年7月14日 ～ 令和4年1月31日）

9 概 要

当 初	変 更
<p>市営住宅高根団地のB棟及びE棟において、以下の改修工事を行うもの。</p> <p>①B棟改修</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none">竣工年月日：昭和61年7月31日構造/規模：鉄筋コンクリート造（PC造）/地上4階延べ面積：1,534.82㎡附属建築物：ポンプ室1棟、駐輪場1棟、物置3棟 <p>【工事概要】</p> <ul style="list-style-type: none">直接仮設工事 1式屋根防水改修工事 1式ベランダ床防水改修 1式浴室床防水等改修工事 1式外壁及び階段室改修工事 1式塗装改修工事 1式雑工事 1式附属建築物改修工事 1式 <p>②E棟附属建築物改修</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none">竣工年月日：平成4年6月30日構造/規模：鉄筋コンクリート造（PC造）/地上4階延べ面積：1,534.82㎡附属建築物：駐輪場1棟、物置3棟 <p>【工事概要】</p> <ul style="list-style-type: none">附属建築物改修工事 1式	<p>市営住宅高根団地のB棟及びE棟において、以下の改修工事を行うもの。</p> <p>①B棟改修</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none">竣工年月日：昭和61年7月31日構造/規模：鉄筋コンクリート造（PC造）/地上4階延べ面積：1,534.82㎡附属建築物：ポンプ室1棟、駐輪場1棟、物置3棟 <p>【工事概要】</p> <ul style="list-style-type: none">直接仮設工事 1式屋根防水改修工事 1式ベランダ床防水改修 1式浴室床防水等改修工事 1式外壁及び階段室改修工事 1式塗装改修工事 1式雑工事 1式附属建築物改修工事 1式 <p>②E棟附属建築物改修</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none">竣工年月日：平成4年6月30日構造/規模：鉄筋コンクリート造（PC造）/地上4階延べ面積：1,534.82㎡附属建築物：駐輪場1棟、物置3棟 <p>【工事概要】</p> <ul style="list-style-type: none">附属建築物改修工事 1式

10 変更内容及び変更理由

- (1) 直接仮設工事における【高置水槽外周 外部足場〔くさび緊結式足場（手すり先行方式） 建地幅900〕】及び【高置水槽外周 垂直養生〔メッシュシート張り〕】について、工程の短縮及び作業効率の向上、また、作業高さが2 m以上ないため、【取止変更】し、【脚立足場〔直列〕】を【追加変更】するもの。
- (2) 屋根防水改修工事における【給水配管等架台処理】について、一部架台に破損を確認しましたので、【給水配管架台補修】を【追加変更】するもの。
- (3) 直接仮設工事における【自動車用養生カー〔20台×10日程度〕】について、駐車場に工事の支障となる車両がなく、養生の必要がなくなりましたので、【取止変更】するもの。
- (4) 直接仮設工事における【支障木撤去部整地】について、発生土における整地では、降雨時に土砂の流出の恐れがありますので、押えのために【砕石敷き〔厚10cm 単粒度砕石3号〕】の【追加変更】するもの。
- (5) 直接仮設工事における【既設空調機器取外し再取付】、浴室床防水等改修工事における【天井及び壁（腰壁を除く）塗装】及び【下地処理】について、施工数量調査を行いました。設計図書と相違しましたので、【数量変更】するもの。
- (6) 外壁及び階段室改修工事における【クラック補修】、【欠損部補修】及び【モルタル浮き補修】について、施工数量報告書のとおり、【数量変更】するもの。
- (7) 雑工事における【ベランダ 既設手すり補修】について、施工数量調査を行いました。当該箇所を確認できませんでしたので、【取止変更】するもの。
また、外壁及び階段室改修工事において、施工数量調査を行いましたところ、たてどい受け金物に断裂の不具合を確認しましたので、雑工事における【たてどい 受け金物取替】を【追加変更】するもの。
- (8) 附属建築物改修工事における各々【外部足場〔単管一本足場程度 4面設置 垂直養生（メッシュシート程度）共〕】について、工程の短縮及び作業効率の向上、また、作業高さが2 m以上ないため、【取止変更】し、【脚立足場〔直列〕】を【追加変更】するもの。
- (9) 附属建築物改修工事における【物置①西側基礎部及び物置②③の屋根修繕ほか欠損部修繕】について、施工数量報告書のとおり、【数量変更】するもの。
- (10) 附帯建築物改修工事において、工事の支障となる車両が移動しませんので、養生の必要が生じたため、【自動二輪等養生カー〔12台×10日程度〕】を【追加変更】するもの。